

決 議

(2020年6月26日理事会)

一般社団法人日本産業機械工業会

わが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、リーマン・ショックを超える戦後最大の危機に直面している。

世界保健機関（WHO）がパンデミックを表明し、いまだ終息の兆しを見せておらず、世界各国で工場や都市、国境が閉鎖され、サプライチェーンが寸断された結果、経済や貿易・投資の悪化が加速度的に広がっている。

こうした中、わが国では史上初の緊急事態宣言が発令されるなど、国民ひとり一人が危機感を共有し対応していくことが求められている。

第一に、生命と生活を守ることを最優先としながら、雇用と事業を守ることに全力を挙げる必要がある。

また、ワクチンや特效薬が開発されるまでの期間、新型コロナウイルスによるリスクを前提としながら経済活動の再開・進展に取り組んでいくと共に、産業界自らデジタル革新等による構造改革などを進めていく必要がある。

さらに、再発が危惧される感染拡大に備え、官民が一丸となってより強靱な社会づくりを加速していかなければならない。

我々産業機械業界は、この難局の一日も早い収束を目指し、感染拡大の防止に向けた取り組みを徹底すると共に、医療物資や機器等の供給体制強化に向けた政府の活動への協力を強化する。

同時に、新型コロナ収束後の社会を見据え、関連産業と連携をさらに強化しながら、優れた製品・技術・サービスの提供を通じて、わが国産業の生産性向上や競争力強化に貢献していく。

こうした認識のもと、産業界の決意を表明すると共に、当工業会は政策当局に対し以下の政策を提言する。

1. コロナ禍からの回復に向けた施策

- (1) 新型コロナウイルスの国内の新規感染者は減少傾向にあるが、依然として予断を許さない状況にある。ワクチン・特効薬の開発・提供の加速化、検査・医療提供体制の更なる充実を図ること。
- (2) 世界規模での経済停滞に伴う事業活動への影響は、企業規模を問わず極めて深刻である。雇用と事業と生活を守るため、助成金や優遇税制などの思い切った支援を手遅れとなることのないよう実施すると共に、非常時の対応としての手続きの簡素化や対応期間の延長等を図ること。
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大の防止と経済社会活動の維持を両立していくためのグランドデザインやそれを支える各種施策等を早急に整備すること。また、自動化・省人化など3密を避けた事業活動を実施していくために必要となる設備投資への補助・助成制度等を充実させること。
- (4) コロナ禍収束後、わが国経済を潜在成長率へ早期回復させるため、財政、金融、税制などのあらゆる政策手段を総動員した復興戦略を整備すると共に、デジタル化等情報の高度化など未来を先取りした投資を喚起する各種施策を一層充実させること。
- (5) 防災・減災・国土強靱化のための緊急対策や社会インフラの老朽化対策等の公共投資を前倒しする等、国内景気の下支えにつなげること。また、自然災害以外の要因も踏まえた企業のBCP対策に伴う設備投資等への税制優遇措置等の支援策を拡充すること。
- (6) 為替の急変動を回避しつつ適正な水準を実現するため、各種施策を機動的・戦略的に展開すること。

2. 製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) コロナウイルスの感染拡大で製造業の命綱となるサプライチェーンの維持が改めて問われている。リスク分散するため国内・海外のサプライチェーン改革に取り組む企業に対して、優遇税制や低金利での融資等を講じること。
- (2) コロナ禍収束後の国際競争力の強化も視野に入れて、わが国産業の未来を創造する技術力の更なる強化や生産性向上への取り組みを加速するため、研究開発税制の堅持・拡充、新たな設備投資促進税制の創設等に、優先的に取り組むこと。また、製造現場へのICT技術の導入やスマート工場化を促進する各種施策を一層充実させること。
- (3) 将来の「ものづくり」を支える人材、グローバル人材、AI・IoT人材等の教育・育成プログラムの構築、次世代を担う企業の若手研究者への支援制度の充実、女性・高齢者の雇用環境の整備、外国人材の活用拡大等、各種施策を総合的に進めること。

- (4) 産業機械業界のイノベーション創出や新規事業開発を加速し、自動化・省力化・効率化等の優れた技術やサービスでコロナ禍後の経済社会の発展に貢献するため、スタートアップ企業との連携強化や異業種間の協業等を支援する各種施策の更なる充実を図ること。
- (5) 新型コロナウイルスによる経済の停滞で企業業績への影響が強まる中、地域経済の核となる中堅・中小製造業の成長力をより強化するため、国際的な事業活動や、知的財産の活用等を支援する各種施策を一層充実させること。また、事業継承・再編・統合等による新陳代謝の促進や事業環境の整備に取り組むこと。

3. 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) コロナ禍を乗り越えるためには国際協調が非常に重要であり、医療分野のみならず国際貿易・投資の維持・拡大や途上国への支援等を確実にするため、先進各国との連携を一層強化すること。
- (2) 日本企業が新興国等で質の高いインフラ整備や環境保全、エネルギー開発等に貢献するため、官民連携したトップ外交を強力に推進すると共に、ODA や JICA、JBIC、NEXI 等による支援を充実させること。
- (3) RCEP や日中韓 FTA、日英 FTA の早期かつ高いレベルでの実現を目指すと共に、PP11 や日欧 EPA の活用を促進する取り組みを一層強化すること。

4. エネルギー・環境保全、安全管理に関する施策

- (1) 再生可能エネルギーの安定電源化や、そのための送電網の整備、安全性確保を大前提とした原子力発電を含めた「安定供給、経済効率性、環境適合、安全性 (3E+S)」を考慮した最適なエネルギーミックスの実現に向けた取り組みを加速すること。
- (2) 再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器等の普及・促進、革新的省エネルギー技術や蓄電池技術の開発支援、工場等の未利用エネルギーの有効利用等に伴う規制緩和等、総合的かつ戦略的に各種施策を実行すること。また、水素、バイオマス、風力、地熱、地下水熱・地中熱、海洋資源等の開発・利用等を強力に推進すること。
- (3) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準に基づく設計指針及び現場安全管理標準等の制定を推進すると共に、機械安全標準の普及に努めること。また、老朽化した生産設備の新陳代謝、事故予防・保守への AI 活用、事故リスクを低減する機械装置の導入等、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。

○当業界のなすべき事項（決意）

1. わが国の再生、競争力の強化

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けた取り組みを徹底すると共に、医療物資や機器等の供給体制強化に向けた政府の活動への協力を強化する。
- (2) 国民生活、企業活動を支える社会インフラや生産設備等の維持・強化に貢献するため、優れた製品・サービスを提供すると共に、新型コロナ禍の影響を受けたサプライチェーンの維持・強化に取り組む。
- (3) コロナ禍収束後のわが国産業の生産性向上に貢献していくため、Society5.0の実現に必要となるイノベーションへの適合力や応用力の更なる強化に取り組む。
- (4) エネルギー・環境分野での社会貢献を含め、新規成長分野の開拓や社会インフラ等の海外戦略の強化に努める。特に、バイオマス等の再生可能エネルギー分野での新たな需要の開拓に取り組む。
- (5) 産業機械の標準化・規格化を推進し、市場のグローバル化への対応を図ると共に、更なる産業の発展を目指す。
- (6) 「適正取引の推進に向けた行動計画」に基づき、より良い企業間取引の構築と、サプライチェーン全体の付加価値・生産性向上を目指す。
- (7) 顧客、投資家、従業員及び社会からの期待に応え、産業界の一員として法令の遵守を含めた社会的責任を果たしていく。
- (8) 産業振興に寄与する対策を検討し、取りまとめた上で政策当局に提言していく。

2. 国際協力・国際交流の推進

- (1) 新興国等のインフラ整備や環境保全等に貢献するため、現地メーカーや団体等との技術交流、啓発・普及活動を推進する。
- (2) TPP11 や日欧 EPA を積極的に活用していくため、関連情報の収集や海外調査団の派遣等、海外ビジネス環境に関する動向調査を実施する。
- (3) 海外の産業機械業界との協調関係をより強化する。

3. 環境問題への対応

- (1) 高効率な省エネ機器の普及促進や革新的技術の開発等に努め、地球規模での環境負荷低減に貢献する。
- (2) 廃棄物の排出削減・再利用・再資源化、揮発性有機化合物（VOC）の使用削減を推進すると共に、「環境活動報告書」の内容の充実を図る。

4. その他

- (1) 経済対策、税務問題、労務問題、法務問題等を検討し、業界の発展に資する意見を取りまとめる。
- (2) 従業員、企業、業界の組織的努力により安全意識をさらに向上させ、産業事故を未然に防止し、職場のゼロ災害達成を目指す。